

件名 ニューヨーク州，ニュージャージー州及びコネチカット州による新型コロナウイルスの感染が拡大している地域からの移動に関する勧告（対象州の拡大）

ポイント

6月30日，ニューヨーク州，ニュージャージー州及びコネチカット州による移動勧告の対象州が8州から16州へと拡大されました。ついては，対象州から上記3州に移動される場合には御留意願います。

本文

本6月30日，新型コロナウイルスの感染が拡大している他の州からニューヨーク州，ニュージャージー州及びコネチカット州へ移動する者に対して14日間の隔離を科す勧告の対象となる州が，8州から16州へと拡大されました。ついては，下記の基準によって感染が拡大しているとみなされて今次勧告の対象となる州（以下、対象州）からこれら3州に移動される場合には，御留意願います。

1. 対象州（6月30日時点で16州）

－ 新規追加8州：カリフォルニア、ジョージア、アイオワ、アイダホ、ルイジアナ、ミシシッピ、ネバダ、テネシー各州

－ 従前の8州：アラバマ、アーカンソー、アリゾナ、フロリダ、ノースカロライナ、サウスカロライナ、テキサス、ユタ各州

※対象州は随時更新されるため，最新情報については下記の7にある3州の関連サイトで確認をお願いします。

2. 隔離を実施する期間：対象州を離れた日から14日間

3. 隔離の対象者：対象州からニューヨーク州，ニュージャージー州，コネチカット州に移動する全ての者

※ニューヨーク州，ニュージャージー州，コネチカット州に居住していて一時的に対象州に移動していた場合も含みます。

※ニューヨーク州，ニュージャージー州，コネチカット州に移動するために対象州を一時的に通過する場合（但し、24時間以内）は，本勧告の対象とはなりません。例：飛行機・バス・鉄道の乗り継ぎ、車・バス・鉄道の休憩施設での停車

4. 対象州となる基準：直近7日間の平均で、陽性者数が10万人当たり10人以上又は検査陽性率が10%以上の州

5. 罰金：違反者には罰金を科すことがあります。

※NY州の罰金：初回2000ドル，2回目5000ドル，それ以降1万ドル

6. その他留意事項：3州への移動そのものを禁じるものではありません。

7. 各州のサイト

- ニューヨーク州：<https://coronavirus.health.ny.gov/covid-19-travel-advisory>

- ニュージャージー州：<https://covid19.nj.gov/faqs/nj-information/general-public/are-there-travel-restrictions-to-or-from-new-jersey-should-i-self-quarantine-if-i-have-recently-traveled>

- コネチカット州：<https://portal.ct.gov/Coronavirus/Covid-19-Knowledge-Base/Travel-In-or-Out-of-CT>

当館連絡先 Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注) Fax: (312) 280-9568
Email: ryojil@cg.mofa.go.jp (注) コロナウイルス感染症予防のため，現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日，平日午後5時以降，翌日午前9時15分まで（事件，事故，その他緊急の用件）は，音声に従って操作しますと，閉館時の緊急電話受付につながります。